

10 くらしに役立つ情報

優先階住宅（市営住宅）

市営住宅のうち、一階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。

◆ **対象者** 次のいずれかに該当し、階段の昇降に著しく支障がある方がいる世帯

- ① 身体障害者手帳で肢体不自由（下肢・体幹）1～4級又は内部障害（心臓・じん臓・呼吸器機能）1級、視覚障害1・2級所持者
- ② 80歳以上の方
- ③ 疾病等で階段の昇降に日常的に著しく支障を来し、その治療に長期間を要する方

車いす対応住宅（市営・県営住宅）

市営住宅、県営住宅のうち、重度の障害や疾病等により、車いすを常時使用されている方がいる世帯のために、住宅に車いす用スロープがある特定目的住宅です。

障害の程度により、単身入居が可能な住宅や抽選倍率の優遇措置（一般の2倍）があります。詳しくは下記までご連絡ください。

お問合せは

市営住宅 大牟田市営住宅管理センターへ（大牟田駅前 江口草木饅頭店横）
TEL 41-0123 FAX 51-0661

県営住宅 福岡県住宅供給公社大牟田出張所へ（福岡県大牟田総合庁舎2階）
TEL 51-3500 FAX 51-3522

生活福祉資金の貸付

障害者の自立・社会参加促進のため生活福祉資金の貸付を行っています。教育支援資金、技能習得費、福祉機器購入費、自動車購入費などがあります。

※ただし、貸付にあたっては、一定の要件があり、また貸付まで一定の期間を要しますので、まずは下記までお問合せください。

お問合せ・申請は社会福祉協議会（生活支援相談室）へ TEL 32-8851

ふくおか・まごころ駐車場

障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障害者専用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。対象者の方には「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証が発行されます。

◆ 駐車場の利用証

「ふくおか・まごころ駐車場」を利用する際には、利用証を車内に掲示していただきます。利用証を発行するためには下記の場所へ申請することが必要です。必要な書類は対象者によって異なりますので、事前にお問合せください。

利用証を車内ルームミラーに掛けて使います



◆ 利用証交付対象者

○身体障害者

対象者		対象等級
視覚障害		1～4級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	2～3級
	平衡機能障害	3～5級
肢体不自由	上肢	1～2級
	下肢	1～6級
	体幹	1～5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～2級
	移動機能	1～6級
内臓の機能障害		1～4級

○知的障害者

療育手帳の障害の程度欄「A」

○精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級

○高齢者

介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上

○難病患者

特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者、指定医療費（指定難病）受給者

○妊産婦

- ・単胎児…妊娠7か月から産後3か月
- ・多胎児（双子や三つ子など）…妊娠7ヶ月から産後18ヶ月

○けが人

1年以内の車いす、杖等の補装具等の使用期間、歩行困難な期間

お問合せ・申請は福祉課障害福祉担当へ

TEL 41-2663 FAX 41-2664

駐車禁止除外指定車の標章

駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている方が、現に使用中の車両については、駐車禁止場所（指定・法定の駐停車禁止場所等を除く）に他の交通の妨げにならない場合に限り駐車できます。駐車する場合は、駐車禁止除外指定車標章及び運転者の連絡先又は用務先をわかりやすく記載した書面を車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

駐車禁止除外指定車標章の申請をされる場合は、事前にお問い合わせ下さい。

お問合せ・申請は大牟田警察署へ TEL・FAX 43-0110

大牟田市災害時要配慮者名簿

災害が起きたときなどに自分一人の力だけでは避難することや身を守ることが難しく、誰かの手助けが必要な方（要配慮者）について、住所や名前、身体の状態などをあらかじめ市に登録しておく制度です。その情報を民生委員・児童委員や地域の団体と共有し、日頃の声かけ・見守り活動に活かすことで、万が一のときに要配慮者が地域で孤立しない関係づくりを目指しています。

◆ 名簿の登録要件 ◆

下記の①～⑤にあてはまる方のうち、災害等が発生したときに避難したり、身を守るために手助けを必要とする方です。ただし、災害発生時において、避難の支援などが必ずなされることを保証するものではありません。

- ① 要介護認定3～5を受けている
- ② 身体障害者手帳1級・2級を所持している
- ③ 療育手帳Aを所持している
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している
- ⑤ 上記の①～④に準ずる身体状態で下記のいずれかに該当する

- ・立つことや歩行ができない
- ・物が見えない、見えにくい
- ・顔を見ても知人や家族がわからない
- ・音が聞こえない、聞き取りにくい
- ・言葉や文字の理解がむずかしい
- ・危険なことを判断できない
- ・その他、持病等があり、一人での避難に大きな心配がある

上記の①～④に該当される方は、ご自宅へ関係書類を送付しています。

上記の⑤に該当される方は、登録届出書による申請が必要です。

お問合せ・申請は

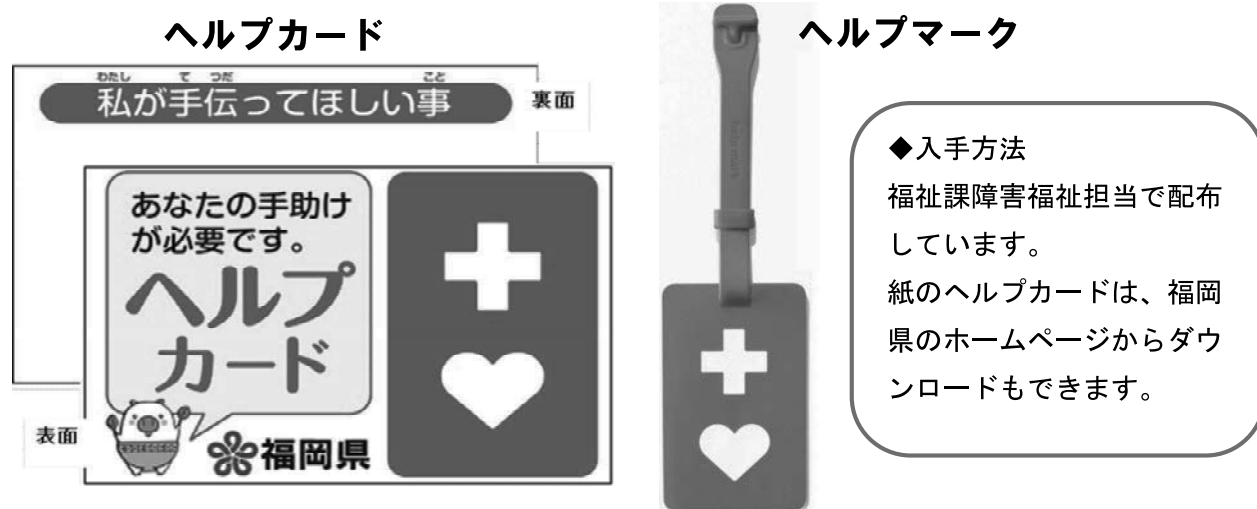
福祉課総務企画担当へ	TEL 85-0470	FAX 41-2662
防災危機管理室へ	TEL 41-2894	FAX 41-2893

ヘルプカード・ヘルプマーク

障害のある方、認知症のある方、難病の方、妊娠している方などの中には、手助けが必要であっても「外見では不自由や障害に気づかれにくい人」、「コミュニケーションがうまくできずに、なかなか伝えられない人」がいます。

このため福岡県では、周囲のお手伝いが必要な方が身に付けておくことで、周囲の人が困っていることにすぐに気づくことができるよう、「ヘルプカード・ヘルプマーク」をつくりました。

この「ヘルプカード・ヘルプマーク」に手伝って欲しいことを記入し、身に付けることで、周りのひとに知らせることができます。



お問い合わせは福岡県障がい福祉課社会参加係へ

TEL 092-643-3264 FAX 092-643-3304

医療支援手帳

病院に行っても「待つことができない」「言葉が通じないと言われた」「周囲の視線が気になる」「検査ができるだろうか…」など、障害のある方は多くの不安や悩みを抱えて暮らしています。

この「医療支援手帳」は、障害のある方が安心して適切な医療を受けられるように…と当事者と保護者の切実な思いから生まれました。

知的障害や発達障害のある方のスムーズな医療機関受診の手助けとなるよう、障害者の特性や受診歴などをまとめて記載することができるようになっています。



◆入手方法

福祉課障害福祉担当、社会福祉協議会で配布しています。

お問い合わせは福祉課障害福祉担当へ

TEL 41-2663 FAX 41-2664

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳の所持者又は介護保険法の要介護者で、身体に重度の障害のある方(※)は、郵便等による不在者投票(以下「郵便等投票」といいます。)の制度を利用できます。郵便等投票をするには選挙管理委員会委員長が発行する郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

証明書の有効期間は交付の日から7年間です(介護保険法の要介護者の場合は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで)。交付申請はいつでもすることができますが、交付までに時間を要する場合がありますので、できるだけ早めに申請してください。

※「身体に重度の障害がある方」という障害の程度は、次のとおりです。

(1) 身体障害者について

障 害	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
免疫、肝臓	○	○	○

○印の障害の程度に該当する方が郵便等投票のできる方

(2) 戦傷病者について

障 害	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

○印の障害の程度に該当する方が郵便等投票のできる方

(3) 介護保険法の要介護者について

介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方

上記の(1)から(3)のいずれかに該当する方で、以下の要件にも該当する場合は、代理記載により投票することができます。(○印に該当する方です。)

ア 身体障害者については

障 害	1 級
上 肢	○
視 覚	○

イ 戦傷病者については

障 害	特別項症	第1項症	第2項症
上 肢	○	○	○
視 覚	○	○	○

お問合せ・申請は

大牟田市選挙管理委員会へ TEL 41-2882 FAX 41-2883

さまざまな相談支援事業

◆民生委員・児童委員◆

同じ地域で生活する住民として、様々な生活上の相談に応じているボランティアです。厚生労働大臣の委嘱を受け、秘密を守ることが義務づけられていますので、安心して相談してください。お住まいの地域の担当委員がわからない場合は、お問合せください。

お問合せは福祉課総務企画担当へ TEL 85-0470 FAX 41-2662

◆身体障がい者巡回補装具判定◆

補装具の相談に応じるため、県との共催により年1回、無料で巡回補装具判定を実施しています。巡回補装具判定は、事前予約制です。予約の際に、相談の内容等についての聞き取りを行います。予約をされていない場合は、当日相談を受け付けることが出来ませんので、ご注意ください。予約の受付期間や実施日は「広報おおむた」でお知らせします。

お問合せは福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

◆こころの健康相談◆

「眠れない」「何もする気がおこらない」などの心の悩みや、ひきこもり、アルコール等による問題などについて、専門医、保健師が相談に応じます。

- 開設日及び対応者：偶数月第3水曜日は専門医、奇数月第3水曜日は保健師
- 開設時間：午後1時から午後3時まで（事前に予約が必要です。）

お問合せは福岡県南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係へ
TEL 72-2176 FAX 74-3295

◆こころリフレッシュ相談◆

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている方に対して、臨床心理士・心理士が相談に応じます。

- 毎月第1・3火曜日 午後1時から午後3時まで（事前に予約が必要です。）

お問合せは福祉課地域支援担当へ TEL 85-0470 FAX 41-2662

◆生活支援相談室◆

仕事や生活に困っている人の状況に合わせて、相談員が寄り添いながら、様々な専門機関と連携し、解決に向けて一緒に考えていきます。お気軽にご相談ください。

※まずは、下記までお問合せください。秘密は厳守します。

お問合せは社会福祉協議会（生活支援相談室）へ TEL 32-8851 FAX 85-8382

◆行政書士相談◆

住民の悩みが複雑、多様化するなか専門相談として相談に応じています。秘密は厳守します。（電話予約制、先着10名 前回の相談の翌日から相談日前日の午後5時まで受付）

- 毎月第3水曜日 午後1時30分から午後3時30分まで

お問合せ・申請は社会福祉協議会（生活支援相談室）へ TEL 32-8851
FAX 57-2560

◆市民相談◆

日常生活上の問題解決の助言や、市政への意見、要望、苦情などを職員が受け付け、関係する各課への橋渡しを行います。

お問合せは市民生活課へ TEL 41-2601 FAX 41-2621

◆消費生活相談◆

商品やサービスに対する苦情・問合せ、契約のトラブル、多重債務などに関する相談を消費生活相談員が応じます。

- 毎週月曜日から金曜日の午前9時30分から午後4時まで

お問合せは大牟田市消費生活センター(生活安全推進課)へ
大牟田市新栄町6番地1 市民活動等多目的交流施設「えるる」1階
TEL 41-2623 FAX 52-5299

◆法律相談◆

相続、離婚、金銭貸借、損害賠償などの法律に関する相談に弁護士が応じます。

- 毎月第2、4水曜日の午後1時から(予約制で先着14人、1人20分)

お問合せは市民生活課へ TEL 41-2601 FAX 41-2621

◆司法書士相談◆

不動産・会社の登記、相続・遺言、成年後見などについての相談に司法書士が応じます。

- 毎月第1、3火曜日の午後1時から(予約制で先着12人、1人20分)

お問合せは市民生活課へ TEL 41-2601 FAX 41-2621

◆交通事故相談◆

交通事故による損害や賠償などについての相談に福岡県交通事故相談員が応じます。

- 4、7、10、1月第3水曜日の午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)

2開庁日前までに福岡県(交通事故相談所)に予約を
TEL 092-643-3168

◆行政相談◆

国や県の仕事についての意見・要望・苦情などに行政相談委員が応じます。

- 毎月第2、4木曜日の午前10時から正午まで

お問合せは市民生活課へ TEL 41-2601 FAX 41-2621

◆不動産相談◆

不動産の売買や賃貸借などについての相談に宅建協会県南支部の不動産相談員が応じます。

- 毎月第2火曜日の午後1時から午後3時まで(予約制)

6日前(祝日の場合はその前日)までに福岡県宅地建物取引業協会県南支部に予約を
TEL 85-7308 FAX 85-7309

◆障害児等療育支援事業◆

発達障害児(者)の地域での生活を支援するため、療育指導、相談等及び各種福祉サービスの提供の援助調整等を行います。

お問合せはりんどうの森へ TEL 53-8204 FAX 41-1110